

平成27年11月13日

研修報告書

松戸市議会議員

大塚 健児

研修:財政問題特別講座

講師:森裕之(立命館大学)

日時:平成27年11月13日(金) 10時~12時半

場所:アットビジネスセンター東京駅八重洲通り

次第:1.予算の内容と意義・役割

2.決算資料と決算の意義・役割

3.一般財源と特定財源

4.地方税

5.地方交付税(一般財源)

6.国庫支出金(特定財源)

7.地方債

【研修報告】



1.予算の内容と意義・役割

自治体は民主主義(話し合いによる合意形成)に基づいて、公共資源の最適配分を行うことを行動原理にしている。

自治体は「予算」を重視する。

●予算の原則

- 統計予算主義の原則 1会計年度の一切の収入と支出を計上する
- 事前議決の原則 会計年度開始までに予算の議決が必要
- 会計年度独立の原則 各会計年度の歳出は、当該年度の歳入で賄う
- 明瞭性の原則 歳入歳出を明瞭な形式で「款」「項」などに分類する。
- 単一予算主義(統一性)の原則 一切の収入支出を単一の見積表にまとめる

※一時借入金などで相殺してはいけない。中身がわからないと財政状況がわからない。
一時借入金は危険信号。オーバーナイトという。予算の段階で赤字を組んではいけない。

2.決算資料と決算の意義・役割

- 決算は、会計管理者が調製して、議会に提出し、議会が審議・認定する。
 - 予算は「計画」、決算は「結果」アウトプットにあたる
 - 近年盛んな「行政評価」との関係では、旧来の予算・決算の「結果」から、「成果」アウトカムを重視する傾向が強くなっている。
- 例)「結果」:道路の延長、「成果」:交流人口の増大等

3.一般財源と特定財源

●一般財源…地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債

※自治体自ら用途を決定できる財源

●特定財源…国庫支出金(補助金)、地方債等

※用途が限定される財源

●自主財源…地方税、手数料・使用料など

※自治体が自ら徴収する財源

●依存財源…地方交付税、国庫支出金

※国から移転される財源。市町村の場合、都道府県支出金も依存財源にあたる。

4.地方税

【意義】

- 地方税の性格:自主財源かつ一般財源
- 税源移譲の限界(制度として一律)
- 地域経済の発展を通じて、地方税を涵養するための自治体政策の誘因
- 地方課税ベースの不均等による財政力格差
- 地方交付税による一般財源平準化

●地方税の区分

- 普通税…用途が特定されない税
- 目的税…用途が限定される税
- 法定税…地方税法に規定されている税
- 法定外税…自治体が独自に課税する地方税

●個人住民税

- 均等割、所得割、利子割・配当割・株式等譲渡所得割
- 税率(標準税率):均等割(市町村3,000円、道府県1,000円)、所得割(市町村6%、道府県4%)

●法人住民税

- 均等割、法人税割(分割基準:課税標準を従業員数で按分)
- 税率:均等割(資本金によって、市町村5~300万円。制限税率は標準税率の1.2倍)、都道府県2~80万円(制限税率なし)、所得割(市町村9.7%、制限税率12.1%)、道府県3.2%(制限税率4.2%)
- 半数以上の自治体が法人税割に対して超過課税を採用し、独自の累進性を設けた不均一課税をとる自治体も多い。

●固定資産税

- 課税標準:土地、家屋、償却資産の価格
- 評価替え:土地・家屋は3年ごと、償却資産は毎年
- 標準税率=1.4%(制限税率なし)

●法人事業税

・2004年度から外形標準課税の導入(負担能力から外形的尺度への移行)。ただし、対象は資本金1億円超の大企業のみ(約3/250万社)

●地方消費税

・税率:消費税率の1.7%(全国一律)

・国が地方消費税を徴収し、販売額、人口、従業者数により道府県間で清算。都道府県はその2分の1を人口と従業者数に応じて市町村に按分。

	現行	平成27年		平成28年4月1日～
		平成26年4月1日～	～9月 10月～	
消費税(A)+ 地方消費税(B)	5%	8%		10%
消費税(A)	4%	6.3%		7.8%
うち交付税分 (α)	1.18% (法定率29.5%)	1.40% (法定率22.3%)	1.47% (法定率20.9%)	1.52% (法定率19.5%)
地方消費税(B)	1% (消費税額の 100分の25)	1.7% (消費税額の 69分の17)		2.2% (消費税額の 76分の22)
地方分合計 (α+β)	2.18%	3.10%		3.72%

※消費税率引き上げは平成29(2017)年4月に延期に確定。

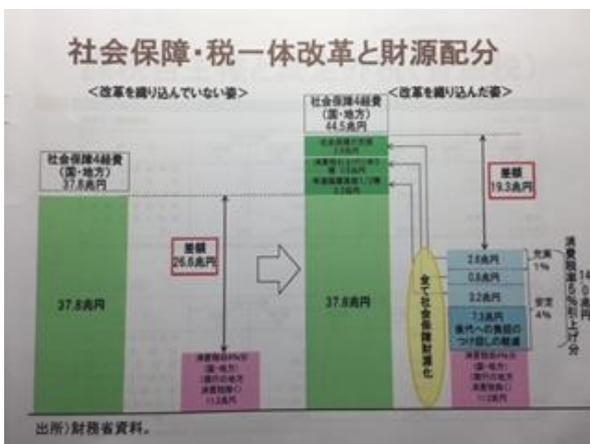
●消費税と社会保障・税の一体改革

・社会保障・税一体改革による消費税引き上げの増収分および現行の国消費税は、すべて社会保障財源に充当される。

・消費税率が「税制抜本改革法」に則って5%に引き上げられた際には、「社会保障の安定化」に4%程度、「社会保障の充実」に1%程度が振り向けられている。

・この社会保障(4経費)には、「社会保障4経費にそつた範囲の地方単独事業」は含まない。

※社会保障4経費・・・年金、医療、介護、子ども・子育て



5.地方交付税(一般財源)

●地方交付税の総額

入口ベース:総額:所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額の合算額

出口ベース:地方財政計画によって決定

・普通交付税(総額の94%)

・特別交付税(総額の6%)主に災害など。

普通交付税額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額

6.国庫支出金(特定財源)

●役割

- ・ナショナル・ミニマムの確保
- ・産業政策(不況業種、先端産業)
- ・地方財政の統制

●算出

- ・国庫支出金 = 事業費 × 補助率
- ・事業費 = 事業対象 × 単価

●国庫負担金

地方が法令に基づいて実施しなければならない事務で、国と地方の双方に利害関係があるものについて、国がその経費の一部を個別法に基づき負担する。地方負担分については基準財政需要額に算入される。

例)義務教育、生活保護、障がい者福祉、児童福祉、介護保険、国民健康保険など

●国庫補助金

国が必要と考える施策や自治体の財政需要に対して、国が地方に交付する。国の奨励的・財政捕球的補助であり、個別の法律に根拠をもたない。

例)公共事業補助金など

●国庫委託金

法定受託事務の地方費用を全額国が負担する。

例) 国政選挙、国の統計、外国人登録等

★最近の国庫支出金の傾向

- 最大の分野は公共事業関係
- 個別では、生活保護費負担金が最大項目
- 児童保護費等負担金の急減(三位一体改革)
- 義務教育費国庫負担金の急減(三位一体改革)

7.地方債

地方自治体が借り入れる借金のうち、返済が2年度以上にわたる長期債務。建設された施設の耐用年数を超えない期間に償還することが原則であり、10～15年程度の間償還されることが多い。

対象経費…公営企業に要する経費、出資金及び貸付金・地方債の借換に要する経費、災害応急事業費・災害復旧事業費・災害救助事業費、公共施設・公用施設の建設事業費

特例…過疎対策事業債、退職手当債、減税補てん債、臨時財政対策債など

※増大する傾向あり。

※最大の項目は臨時財政対策債。もはや地方債の中心は特例債の方へ移っている(公共事業から社会福祉関係へシフト)。

●地方債制度の改革について

- 2006年度以降、地方債の許可制度の廃止。事前協議制への移行。
- 普通税の税率が標準税率未満の団体の起債制限を廃止、許可制度へ移行。
- 実質公債費比率、実質赤字比率による統制は残される。

以 上